

神奈川県V2H充給電設備導入費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱（令和2年4月17日制定。以下「要綱」という。）の規定に基づき、神奈川県V2H充給電設備導入費補助金に関し、必要な事項を定める。

(申請期限)

第2条 要綱第6条に掲げる申請書の提出期日は、令和5年12月28日とする。

(V2H充給電設備の要件)

第3条 要綱第3条別表5の2(2)イに掲げるV2H充給電設備の要件は、次に掲げる第1号に該当し、かつ第2号又は第3号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 未使用品であること
- (2) 経済産業省が採択した執行団体が実施するV2H充給電設備導入に関して交付される補助金、その他の国の補助金の交付対象となるV2H充給電設備であるもの
- (3) 一般社団法人CHAdemo協議会の認証を受けているもの

附 則

この要領は、令和4年4月26日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月26日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和4年度に交付決定した神奈川県V2H充給電設備導入費補助金については、令和4年4月26日施行の神奈川県V2H充給電設備導入費補助金実施要領（以下「旧要領」という。）は、なおその効力を有する。
- 3 令和4年度に交付決定し、要綱第10条第3号の規定に基づき令和6年3月29日までの事業完了を指示したものについて、旧要領第4条第2号に規定する「第5号補助事業を実施する年度内（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の車両」とあるのは「令和4年4月1日から令和6年3月29日までの車両」と読み替えるものとする。